

地質分析結果証明書

殿

年月日

分析機関名

代表者

所在地

電話番号

環境計量士

印

印

年月日に依頼のあった検体について、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg / l		0.01	日本産業規格 K0102 55
全シアン	mg / l		不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く。), 昭和46環告第59号付表1
りん 有機燃	mg / l		不検出	昭和49環告第64号付表1, 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49環告第64号付表2)
鉛	mg / l		0.01	日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg / l		0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7を除く。)(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 日本産業規格K0170 7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)
ひ 砒素	mg / l		0.01	日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg / l		0.0005	昭和46環告第59号付表2
アルキル水銀	mg / l		不検出	昭和46環告第59号付表3, 昭和49環告第64号付表3
PCB	mg / l		不検出	昭和46環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg / l		0.02	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
四塩化炭素	mg / l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg / l		0.002	平成9環告第10号付表
1,2-ジクロロエタン	mg / l		0.004	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg / l		0.1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg / l		0.04	シス体にあっては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, トランス体にあっては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg / l		1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg / l		0.006	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
トリクロロエチレン	mg / l		0.03	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
テトラクロロエチレン	mg / l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg / l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
チウラム	mg / l		0.006	昭和46環告第59号付表5
シマジン	mg / l		0.003	昭和46環告第59号付表6第1, 第2
チオベンカルブ	mg / l		0.02	昭和46環告第59号付表6第1, 第2
ベンゼン	mg / l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
セレン	mg / l		0.01	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4
ふつ素	mg / l		0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34 の備考1を除く。), 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては, 蒸留試薬溶液として, 水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル, りん酸60ミリリットル 及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し, 水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い, 日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。), 34.1.1c)(注 ⁽²⁾ 第3文, 34の備考1を除く。)及び昭和46環告第59号付表7
ほう素	mg / l		1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4
1,4-ジオキサン	mg / l		0.05	昭和46環告第59号付表8
農用地 (田に限る。)	ひ 砒素	mg / kg	15	ひ 農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条
	銅	mg / kg	125	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条
水素イオン濃度指数	-	4以上9未満		地盤工学会基準 JGS 0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」
検体の性状	形状	色	におい	
備考				

備考 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。

2 「昭和46環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。

3 「平成9環告第10号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)をいう。